

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ掲載サイトブロッキングの問題点と、それに関連した創作物規制による創作市場の萎縮
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、ネット上に存在する児童ポルノを取り締まるべく、ブロッキング運用が画策されています。</p> <p>しかし、これから更にネットが主となる時代で、ブロッキングをどんな理由、どんな形であれ実行するのは危険極まりないです。</p> <p>将来的に見て、特定政党の批判を規制する等、政治的に技術が悪用される可能性も否定しきれません。</p> <p>これは児童ポルノ云々の話ではなく、この技術を実用化すること自体に問題があると私は考えます。</p> <p>ブロッキングには、無関係のサイトやコンテンツまでもブロックする、オーバーストッキングの危険性が大きいにあります。</p> <p>見つけ次第ブロックするというのも、無関係な情報を安易に遮断しかねない方法です。</p> <p>この日本において、オーバーストッキングなどという問題が起こるようならば、通信の秘密や言論の自由の点から見ても論外としか言えません。</p> <p>100あるコンテンツの中に1の違法コンテンツがあったとしても、他の99のコンテンツは保証されなくてはなりません。</p> <p>また、特定思想の人物により恣意的に情報を遮断される可能性も否定出来ません。</p> <p>ブロッキングは、100ある情報の中の1つ情報をブロックする場合、無関係である残り99の情報をもブロックする可能性が高いものです。</p> <p>例を挙げるならば、犯人を始末するのに民間人ごと殺害して良いはずがありません。</p> <p>犯人を射殺する場合は腕の良い狙撃手を雇うべきであり、また、精度の高い銃を使うべきなのです。</p> <p>民間人に対する誤射というのは、絶対にあってはなりません。</p> <p>やむを得なく民間人を射殺する場合は時として必要かもしれません。</p> <p>しかし、それは日常的にあってはならないことではないでしょうか。</p> <p>仮にブロッキングを実施する場合は、特定の情報をピンポイントでブロック出来るシステムに加え、恣意的な運用や工作活動を防ぐべく高潔な人格の持ち主を厳選して採用すべきであり、また、ブロックの基準やブロックされたサイトのURLリスト、ブロックされたサイトの具体的な内容及びブロックした理由や会議の議事録等を全て公表した上で透明性を確保し、恣意的にURLリストを悪用した場合は悪用者に対し罰則を課すべく罰則規定を盛り込むべきであり、また、不当なブロッキング発生による弊害を十分に考慮し、不服申し立てによる解除申請手続きや損害賠償責任等の迅速な法的救済の各種手続きを整備する必要があるでしょう。</p> <p>オーバーストッキングは表現の自由を著しく損ね人権を侵害するものです。</p> <p>また、URLリスト作成は中立性の確保された組織が行うものであり、インターネット協会等の警察に関係する組織が行うべきではありません。</p>

インターネット協会は警察庁から委託費を受けて活動しており、従って警察庁の意向が反映され恣意的な取り締まりに利用される可能性があり、公平性について問題があります。

これらに加え、インターネット接続事業者が受ける金銭的負担に対する支援等を行う必要もあるでしょう。

これらが出来ない以上は、ブロッキングなどというものを利用すべきではありません。

現在、未熟な議論と学術的根拠無き議論のまま、児童ポルノ法に創作物をも含めようとする動きが各所で見られます。

創作物までもが児童ポルノ法の規制対象となり摘発対象となれば、違法情報規制又は有害情報規制という名の下に、それらやそれらに類似するものまでもがブロッキングやフィルタリングの対象内となり規制の対象となる事は明白であり、個人、法人を問わずネットを中心とした創作活動、電子書籍等の創作市場の甚大な萎縮を引き起こす事は容易に予想が出来ます。しかし現在、前述にあるように、議論がまともに成されないまま一方的な規制論が展開されています。

よって、創作物規制の問題点を以下に述べます。

・創作は空想故に、被害者も加害者も存在していません。

被害も加害も無いものを取り締まるのは、これに限らず問題です。

創作物とは空想であり、例えどんな表現であったとしても、それあくまで、製作

者が勝手に作った“設定”に過ぎず、現実ではありません。

空想世界と現実世界を混同するべきではありません。

空想の犯罪を取り締まるのなら、アクション映画やサスペンスドラマの監督や視聴者を殺人罪や傷害罪で逮捕することになりかねません。

犯罪を取り締まる上で大切なのは虚偽や空想ではなく真実に基づいた事実です。

何処にも存在していない空想上の人物にどんな危害を加えようとも、其処に被害者は存在していません。

被害が無い以上は、例えどんな表現や言論であろうとも、表現や言論は平等に尊重されるべきです。

・創作物が誰の人権をどのように侵害するのか具体的仕組みや根拠が不明。創作物、空想の存在自体が女性又は男性の人権を侵害するという理論は、因果関係の提示が何一つ無く根拠が不明であり、創作物の何が誰の人権をどのようにどの程度侵害したのか不明瞭。

・創作物、空想の存在自体が女性又は男性の差別を助長する、尊厳を傷つけるという理論は根拠が不明。

これもまた、因果関係の提示が何一つ無く根拠が不明であり、創作物の何がどのように差別を助長するのか、またはそのようなデータがあるのか不明です。

普段、女性に対して差別意識の無い人が、創作物に触れた結果、「明日から女性を差別しよう」などとなるといったデータはありません。

	<p>・暴力と暴力表現(=事実と非事実)は全くの別物です。 例えば、犬や猫の死体や殺害現場の様子を紙に描いたからといって、それが動物虐待になるのか疑問があります。 空想の暴力は空想へ向けられている以上、それは現実の暴力とは言えません。</p> <p>被害と加害の構図が存在する児童ポルノと、空想表現である創作物、即ち、“暴力”と“暴力表現”は全くの別物であり、同一視するべきではありません。</p> <p>・創作物により性的搾取が行われるという理論は根拠が不明。 空想中の表現(いわゆる二次元)において、未成年(又は成人)が性的搾取や性的虐待(搾取や虐待なので、売春や買春、強姦などの事でしょうか?)を受ける表現があったとしても、創作物中のそれら描写や表現により、現実の人間にどういった被害があるのか不明。 絵や空想により一体誰が被害を受け、絵や空想により一体誰が搾取出来るのか。 “性的搾取されている”とは、実際に誰かが何等かの被害を受けているということ。 実在する人物をモデルにでもしない限り、あくまでもフィクションである創作物から被害を受けるような事はまずありません。</p> <p>・暴力表現を容認する社会=暴力を容認する社会ではありません。 日本には戦争や不良少年を題材としたゲームやメディアが多々ありますが、これを容認している日本社会は戦争行為やテロリズム、銃火器、ドラッグ、学級崩壊や非行、暴力・犯罪社会を容認してはいません。 現在、犯罪率は、暴力メディアが圧倒的に少なかったであろう昭和年と比較するとはるかに減少傾向にあります。 暴力メディアなより社会が暴力を容認しているとすれば、戦後よりも犯罪率……特に殺人などの暴力に関する犯罪率が増加していないとつじつまが合わないのではないのでしょうか。</p> <p>・「マンガやアニメに影響されることによって人は異常行動(犯罪)を起こす」「創作物の過激な表現は犯罪を助長する」といった、創作物の内容が直接的な原因となりそれが“犯行の動機”となるという、強力効果論説は科学的に証明されていません。 また此方も同様に現在、犯罪率は、暴力メディアが圧倒的に少なかったであろう昭和年と比較するとはるかに減少傾向にあります。 従って、少なくとも此処に、メディアが犯罪行動を助長するといった何らかの因果関係は認められないという事になります。 例えば暴力メディアが犯罪行動を助長しているのだとすれば、特に殺人などの暴力に関する犯罪率が、その手のメディアの少なかった時代と比較して増加していないとつじつまが合わないのではないのでしょうか。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・</p>	<p>児童ポルノ法(正式名称:児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)の創作物規制を含めた改正案、青少年ネット規制法(正式名称:青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境</p>

<p>規制等の根拠</p>	<p>の整備等に関する法律) による情報規制、各地方自治体の青少年健全育成条例 (正式名称: 青少年の健全な育成に関する条例) 又は条例改正案による図書類規制</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>ブロッキングシステムの撤廃、フィルタリングシステムの性能向上 (有益・適法情報の保護推進) 表現や言論の自由を保障する日本国憲法の維持、又は保護強化 表現・言論、創作物の規制撤廃、又は緩和、及び保護強化</p>